

令和7年度 法務省主催 法教育セミナー

法教育の意義

～小学校での取組を中心に～

東村山市教育委員会
統括指導主事 窪 直樹

| 本日の内容

1 はじめに

2 小学校での法教育の取組

- ・法教育とは
- ・教員の意識
- ・学習指導要領上の位置付け
- ・実践例
- ・学校現場における法教育の意義

3 法教育の充実に向けて 学校現場と法律実務家との連携



↑ プレゼン資料

| 1 はじめに

「自分の力ではどうにもならない
くやしかったことはありますか？」



いじめられる



CDが盗まれる



当て逃げされる

| 1 はじめに

「自分の力ではどうにもならない
しかし、黙っていられない！」



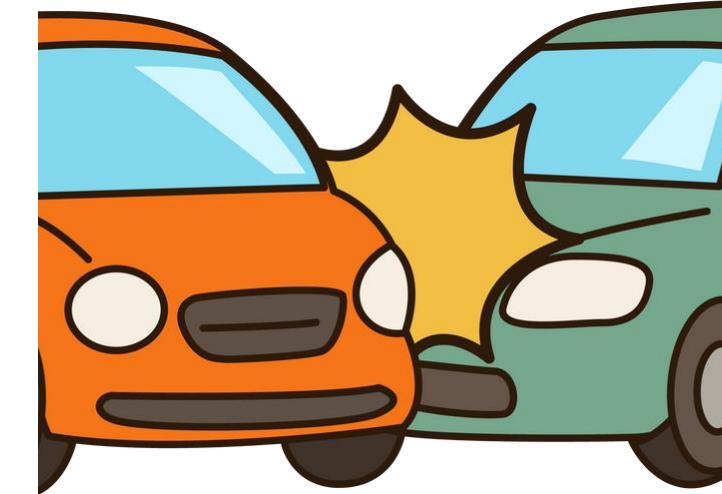
いじめ防止対策推進法

第4条 児童等は、いじめを行つてはならない。



刑法

第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金の処する。



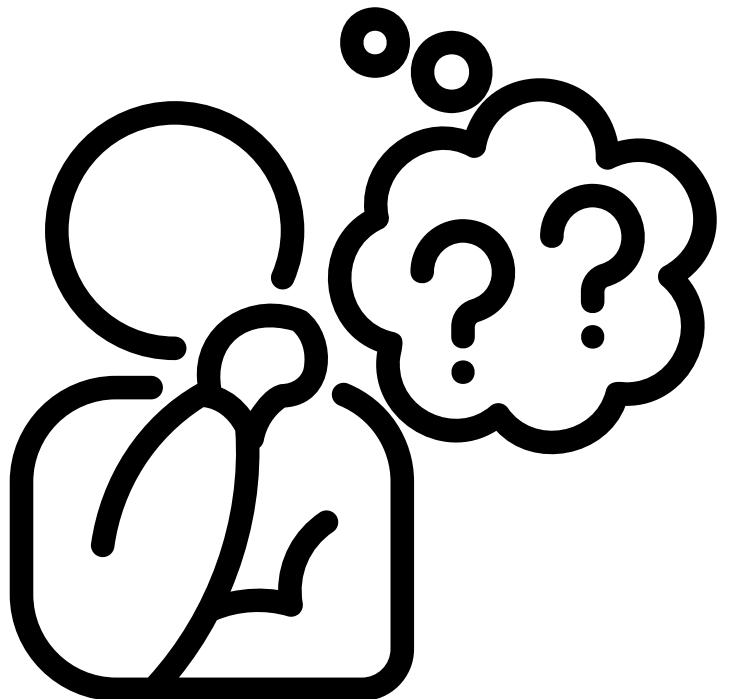
民法

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

(道路交通法の刑事責任も)

1 はじめに

「法律について学ぶのが、
法学部の学生だけでよいの？」

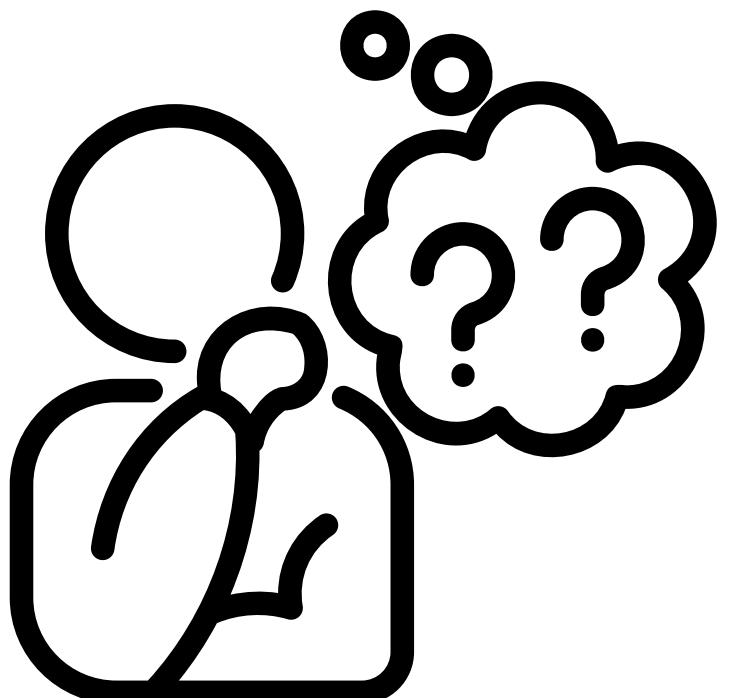


1 はじめに

「なぜ、法教育に取り組むのですか？」

「そもそも、法教育って何ですか？」

(同僚教員の言葉)



「なぜ、法教育に取り組むのですか？」

大学生の時に出会った一冊の本

みなさんは、「法律」なんて言葉を聞いただけで、何かメンドクサソウだとか、かたくるしいというイメージをもっていませんか。

世間では、どうも「法律」についてのマイナス・イメージのほうが、先行してしまっているようです。

日本では、残念ながら、多くの人が「法」に親しみを感じたり、「いざというときに頼りになるもの」と感じていないのが実情です。

副田隆重・浜村彰・棚村政行・武田万里子『ライフステージと法』有斐閣 1996 p. ii

「なぜ、法教育に取り組むのですか？」

大学生の時に出会った一冊の本

私たちの暮らしが平穏無事であるかぎり、「法」や「法律」などと関わりをもっているなどと感じる人は多くありません。しかし、身の回りに何かトラブルが起こると、人は「法」の知識でトラブルの悪化を防いだり、「法」に頼ってトラブルを処理する必要があることを痛感することになります。それまで遠い存在だった「法」は、じつは社会生活の中でとても重要な働きをしていることに気づくのです。

副田隆重・浜村彰・棚村政行・武田万里子『ライフステージと法』有斐閣 1996 p.iii

「なぜ、法教育に取り組むのですか？」

国民一人ひとりが法や司法の役割を十分に認識した上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけ、さらには自ら司法に能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。

法教育研究会『我が国における法教育の普及・発展を目指して
—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—』2004 p.1

「なぜ、法教育に取り組むのですか？」

学校教育の中で

日本国憲法については勉強したけれど、
身近な法律については・・・？



「なぜ、法教育に取り組むのですか？」

学校教育の中で



憲法についてだけでなく、
身近な法律について教えることが大切では！

| 2 小学校での法教育の取組

「なぜ、法教育に取り組むのですか？」

「そもそも、法教育って何ですか？」

(同僚教員の言葉)



「そもそも、法教育って何ですか？」

1960年代後半からアメリカで実践されている
law-related educationの訳語

「法律専門家ではない者を対象に、法全般、法形成過程、法制度と、それらがもとづいている原理と価値に関する知識と技能を提供する教育」

(法教育カリキュラムの例)

- ・身近な地域で作動する法や法的事象を学習するタイプ
- ・権威、プライバシー、責任、正義などの法的な概念を学習するタイプ
- ・模擬裁判などコミュニティ活動に参加するタイプ

「そもそも、法教育って何ですか？」

1990年代以降、アメリカの法教育の影響を受け日本でも法教育への関心が高まる

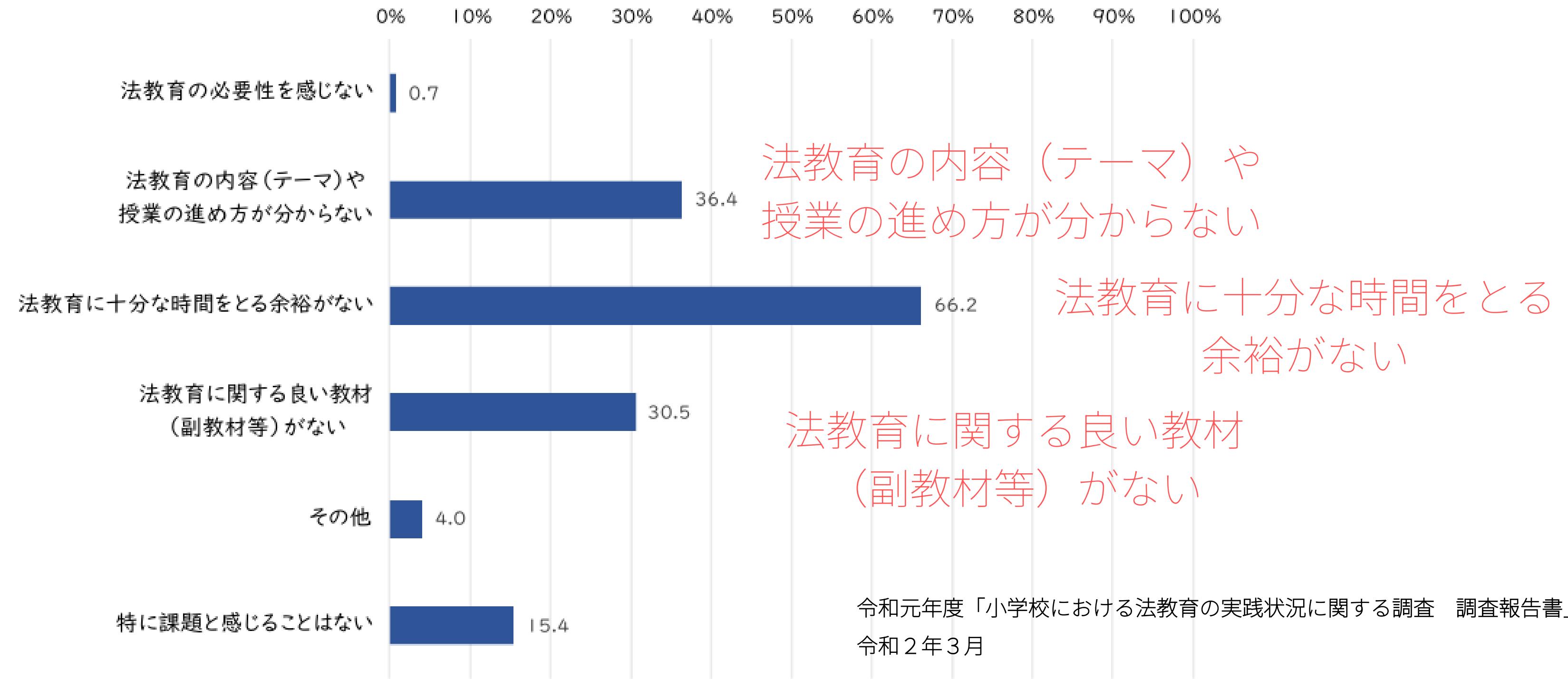
「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」

(法教育においては) 法律の条文や制度を知識として暗記するのではなく、法やルールの背景に、どのような目的や価値があるのか、司法や裁判がどのような役割を担っているかを自ら考えることを通じて学び、司法制度を正しく利用し、適切に参加する力を身に付けておかなければならぬ。

法教育研究会『我が国における法教育の普及・発展を目指して
－新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために－』2004 p.1, 3

教員の法教育についての意識

図表2－3－1－1 法教育を実施するに当たり課題と感じること【問3】



| 法教育の位置付けは？

どの教科、単元で法律を扱う？
学習指導要領上の位置付けは？



法教育の位置付けは？

法に関する教育（現代的な諸課題に関する教育等横断的な教育内容）

本資料は、小・中学校学習指導要領における「法に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なもの各学校におかれては、それぞれの教育目標や児童／生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

を抜粋し、通観性を重視して掲載したものです。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、児童／生徒や学校、地域の実態及び児童／生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。
----	---

※総則は小学校・中学校の共通部分を抜粋。

	総則	社会科	家庭科	特別の教科 道徳	特別活動	
小学校	<p>第6 2 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。 (1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。 (2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。 (3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。</p>	<p>(第3学年) (3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項をする。 イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。 (ア) 施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々が事する人々の働きを考え、表現すること。 〔※イの(ア)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。〕 (第4学年) (2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、るよう指導する。 イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。 (イ) 処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃棄物の処理のためのたず役割を考え、表現すること。 〔※イの(イ)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。〕 (第6学年) (1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方方に基づいていることを理解するととそれでの役割を果たしていることを理解すること。 〔※アの(ア)については、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権の役割などについて扱うこと。その際、イの(ア)に関わって、国民としての政治へのて、自分の考えをまとめるができるよう配慮すること。〕 イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。 (ア) 日本国憲法の基本的な考え方方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。 (イ) 政策の内容や計画から実施までの過程、法令や予算との関わりなどに着目して、国や国民生活における政治の働きを考え、表現すること。</p>	<p>身に付けることができるよう指導の諸活動を捉え、相互の関連や從地域や自分自身の安全を守るために</p> <p>次の事項を身に付けることができる</p> <p>事業の様子を捉え、その事業が果ごみの減量や水を汚さない工夫など</p> <p>付けることができるよう指導する。</p> <p>活の基本を定めていることや、現もに、立法、行政、司法の三権が相互の関連、裁判員制度や租税関わり方について多角的に考え</p> <p>民生活に果たす役割や、国会、内地方公共団体の政治の取組を捉え、</p>	<p>(第5学年及び第6学年) C 消費生活・環境 (1) 物や金銭の使い方と買物 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方に理解すること。 〔※(ア)の(ア)については、売買契約の基礎について触れること。〕 (第5学年及び第6学年) C 主として集団や社会との関わりに関する事 〔規則の尊重〕 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。 (第3学年及び第4学年) C 主として集団や社会との関わりに関する事 〔規則の尊重〕 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。 (第5学年及び第6学年) C 主として集団や社会との関わりに関する事 〔規則の尊重〕 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。</p>	<p>(第1学年及び第2学年) C 主として集団や社会との関わりに関する事 〔規則の尊重〕 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。 (第1学年及び第2学年) C 主として集団や社会との関わりに関する事 〔規則の尊重〕 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。</p>	<p>(学級活動) 2 (1) 学級や学校における生活づくりへの参画 ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 学級や学校における生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。 3 (1) 指導に当たっては、各学年段階で特に次の事項に配慮すること。 (第1学年及び第2学年) 話合いの進め方に沿って、自分の意見を発表したり、他者の意見をよく聞いたりして、合意形成して実践することとのよさを理解すること。基本的な生活習慣や、約束やきまりを守ることの大切さを理解して行動し、生活をよくするための目標を決めて実行すること。</p>

「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」付録6

法に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

| 法に関する教育を行う教科、学年、単元

社会科

[第3学年]

地域の安全を守る働き（警察・消防）の学習における

社会生活を営む上で大切な法やきまり

[第4学年]

人々の健康や生活環境を支える事業（例：水道・ごみ）の学習における

社会生活を営む上で大切な法やきまり

[第6学年]

我が国の政治の働きの学習における

日本国憲法、立法、行政、司法の三権、国会、内閣、裁判所と国民との関わり

政策の内容や計画から実施までの過程、法令や予算との関わり

| 法に関する教育を行う教科、学年、単元

家庭科

(第5学年及び第6学年)

物や金銭の使い方と買い物の学習における
売買契約の基礎

| 法に関する教育を行う教科、学年、単元

特別の教科 道徳

＜規則の尊重＞

[第1学年及び第2学年]

約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること

[第3学年及び第4学年]

約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること

[第5学年及び第6学年]

法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと

| 法に関する教育を行う教科、学年、単元

特別活動

(学級活動)

＜学級や学校における生活上の諸問題の解決＞

学級や学校における生活をよりよくするための課題を見いだし、
解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること

(指導に当たっての配慮)

(第1学年及び第2学年)

基本的な生活習慣や、約束やきまりを守ることの大切さを理解して行動し、
生活をよくするための目標を決めて実行すること。

実践例 第6学年社会 憲法とわたしたちの暮らし

- ・だれもが使いやすいまちに
- ・国の方針を示す日本国憲法
- ・学習問題をつくり、調べる計画を立てよう
- ・国の主人公はわたしたち国民（国民主権）
- ・すべての人が幸せに生きるために（基本的人権の尊重）
- ・平和を守る（平和主義）
- ・国会のはたらき
- ・内閣のはたらき
- ・裁判所のはたらき
- ・税金のはたらき
- ・学習問題を確かめよう

教育出版「小学社会 6」（令和2年度用）



実践例 第6学年社会 憲法とわたしたちの暮らし

- すべての人が幸せに生きるために（基本的人権の尊重）

日本国憲法に定められている国民の権利と義務

居住・移転、職業を選ぶ自由

法の下の平等

政治に参加する権利

信教・学問・思想の自由

健康で文化的な生活を送る権利

働く権利

裁判を受ける権利

団結する権利

言論・出版の自由

教育を受ける権利

税金を納める義務

働く義務

子供に教育を受けさせる義務



弁護士をゲストティーチャーに招き、権利や義務の具体例について話をしていただく。

実践例 第6学年社会 憲法とわたしたちの暮らし

- すべての人があなたに生きるために（基本的人権の尊重）裁判を受ける権利



悪いことをした人をどうして
弁護するのですか。

本当に悪いことをしたのかどうか。したの
だとすれば、なぜか。どんな刑罰を受ける
か。裁判を受ける権利を守る仕事です。



実践例 第6学年社会 憲法とわたしたちの暮らし

- すべての人が幸せに生きるために（基本的人権の尊重）
裁判を受ける権利



けんかになったときに、理由を聞いてもらえなくて悲しかったな。
弁護士さんのような人がいれば、気持ちを話せたかも知れないな。

その通りです。
きみが感じていることが、弁護士が必要な理由だと思いますよ。



実践例 第6学年社会 憲法とわたしたちの暮らし

- ・だれもが使いやすいまちに
- ・国の方針を示す日本国憲法
- ・学習問題をつくり、調べる計画を立てよう
- ・国の主人公はわたしたち国民（国民主権）
- ・すべての人が幸せに生きるために（基本的人権の尊重）
- ・平和を守る（平和主義）
- ・国会のはたらき
- ・内閣のはたらき
- ・裁判所のはたらき
- ・税金のはたらき
- ・学習問題を確かめよう

教育出版「小学社会 6」（令和2年度用）

実践例 第6学年社会 憲法とわたしたちの暮らし

・裁判所のはたらき

法務省の法教育教材「もぎさい」

教師用説明資料

学習指導案

ワークシート

シナリオ教材

証拠資料

スライド資料用データ

教員だけでも

1時間の模擬裁判授業を実施できる！



実践例 第6学年社会 憲法とわたしたちの暮らし

これらの授業を通して・・・

- ・憲法に書かれていることの具体例が分かる。
- ・（刑事）裁判についてのイメージがもてる。
- ・裁判員制度に関心がもてる。
- ・弁護士に自分の考えを価値付けてもらえる。

実践例 第3学年社会 社会生活を営む上で大切な法やきまり

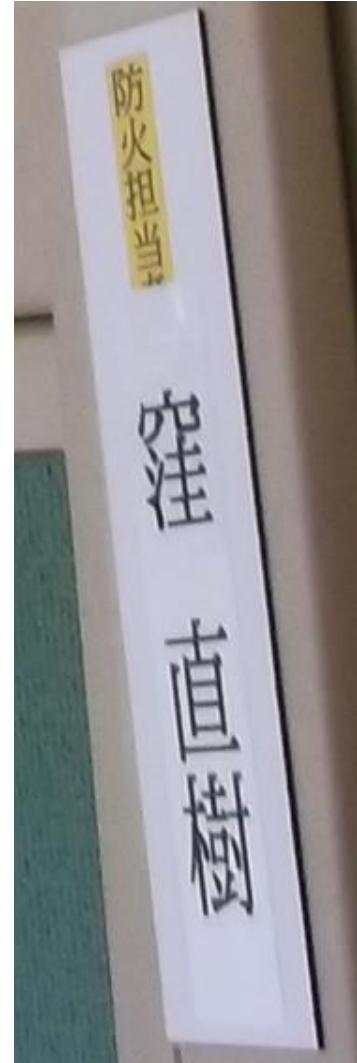
・警察の仕事

交通安全にかかわる法やきまり



・消防の仕事

消防にかかわる法やきまり



実践例 第4学年社会 社会生活を営む上で大切な法やきまり

・ごみの処理と再利用

ごみ収集やリサイクルにかかる法やきまり



ごみ・資源物の分別一覧表(詳しくは、12ページ以降を参照)

燃やせる			燃やせない			容器包装プラスチックとペットボトル	
燃やせるごみ			燃やせないごみ			容器包装プラスチック	
週2回収集(月曜日 木曜日)			月1回収集 (1・2丁目 第1水曜日) (3・4丁目 第2水曜日)			週1回収集(火曜日)	
燃やせるごみ	紙おむつ	剪定枝	燃やせないごみ	容器包装プラスチック	ペットボトル	本町	P15
生ごみ、ぼろ布、衛生上焼却処分が必要なものの(パンソウカ、点滴パック、マスク)、保冷剤など	一般家庭で人が使用した紙おむつ	金属類、ガラス類、陶磁器類、ゴム製品、革製品、プラスチック製品、小型家電、スポンジ、おもちゃなど	お菓子の袋、シャンプーなどのボトル類、発泡スチロールなど、中身の商品を取り出した時点で不要となるプラスチック製の容器や包装	青色の指定収集袋	透明・半透明の袋	容器包装プラスチック	容器包装プラスチックとペットボトル
●生ごみは水をきって ●竹串はこまかくして ●マスクはビニール袋に入れて	●汚物は取り除いて	●ガラスや刃物などは、布や紙に包んで、指定収集袋に「キケン」と表示 ●リモコン等は、電池を抜いて	●水ですすいで ●汚れているものは燃やせないごみ ●プラスチック製品は燃やせないごみ	青色の指定収集袋	透明・半透明の袋	が目印	が目印
●種類ごとにひもで十字に縛って	●1回3束(袋)まで	●1回3袋まで	●水ですすいで ●キャップ、ラベルは外して ●汚れているものは燃やせないごみ	透明・半透明の袋	透明・半透明の袋	P14	P14
古紙・古着			びん・かん、有害物			粗大ごみ	
古紙・古着			びん・かん、有害物			粗大ごみ	
月2回収集 (1・2丁目 第2・4木曜日)(3・4丁目 第2・4水曜日)			週1回収集(金曜日)			・収集予約 ・自己搬入	
新聞	紙パック	雑 紙	古 着	びん・かん	有害物	粗大ごみ	P18
雑誌	牛乳パック、アルミつき紙パック	菓子箱、ティッシュの箱、トイレットペーパーの芯、シュレッダーした紙など	衣類、ハンカチ、ネクタイ、帽子、タオルなどでまだ使えるもの	飲食・化粧品用のびん・かん、スプレー缶、カセットボンベ	蛍光灯、電球、電池、水銀式体温計、使い捨てライター、使用済み小型家電	タンス、自転車、家具、家電など	P16
段ボール	●切って洗って乾燥させて	●シュレッダーした紙などは袋(紙・ビニール)に入れて	●汚れ・破れ・わたの入ったもの、裁断くずは、燃やせるごみ	●水ですすいで ●スプレー缶、カセットボンベは火災の原因となるため使い切ってから	●【びん・かん】と【有害物】の袋は分けて	●収集予約:粗大ごみ・動物回収受付センターへ TEL:042-306-0912 ●自己搬入:秋水園へ TEL:042-393-5111	P17
新聞、雑誌、段ボール	●種類ごとにひもで十字に縛って	●1回3袋まで	●水ですすいで ●スプレー缶、カセットボンベは火災の原因となるため使い切ってから	透明・半透明の袋	透明・半透明の袋	透明・半透明の袋	透明・半透明の袋

東村山市ホームページより引用

実践例 第3・4学年社会　社会生活を営む上で大切な法やきまり

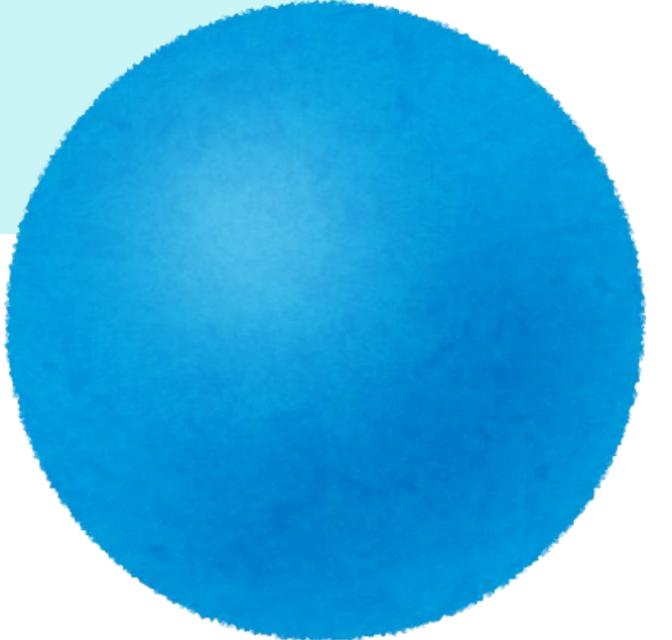
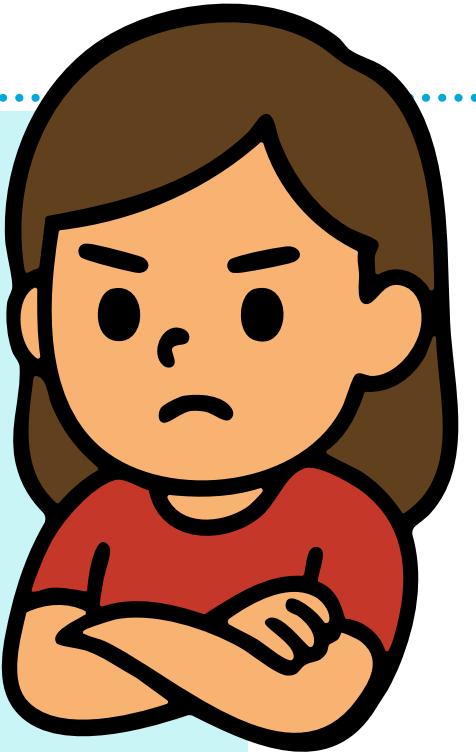
これらの授業を通して・・・

- ・「法やきまりがなかつたら？」と考えることで、法やきまりが社会生活に欠かせないものであることが分かる。
- ・自分たちの暮らしを守るために、法やきまりが必要なことが分かる。
- ・身の回りに法やきまりがたくさんあることが分かる。

子供の声から

2年生の子供からの相談

「クラスボールで遊びたいのに、
いつも決まった子が使っていて使えません。」



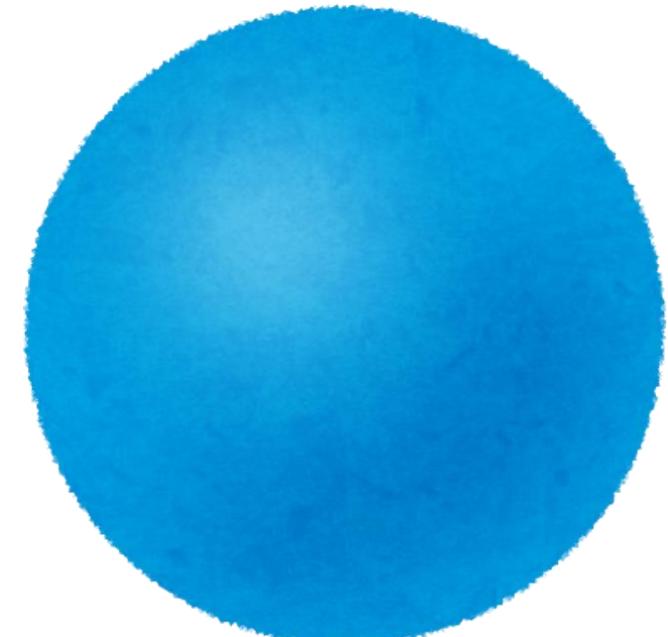
実践例 第2学年特別活動 クラスボールの使い方

子 「休み時間になると、いつもA君たちがボールを持って行ってしまい、私たちが使えません。」

先 「一緒に遊んだらどう？」

子 「A君たちはドッジボールをしていますが、私たちはちがう遊びがしたいんです。」

先 「では、クラスボールの使い方を話し合って決めたらどうかな？」



実践例 第2学年特別活動 クラスボールの使い方

子「クラスボールを使える日を男女で、曜日ごとに分けて決めたらどう？」

子「男女で分けるより、月曜日はドッジボール、火曜日はボール鬼のように遊び方で分けたらどう？」

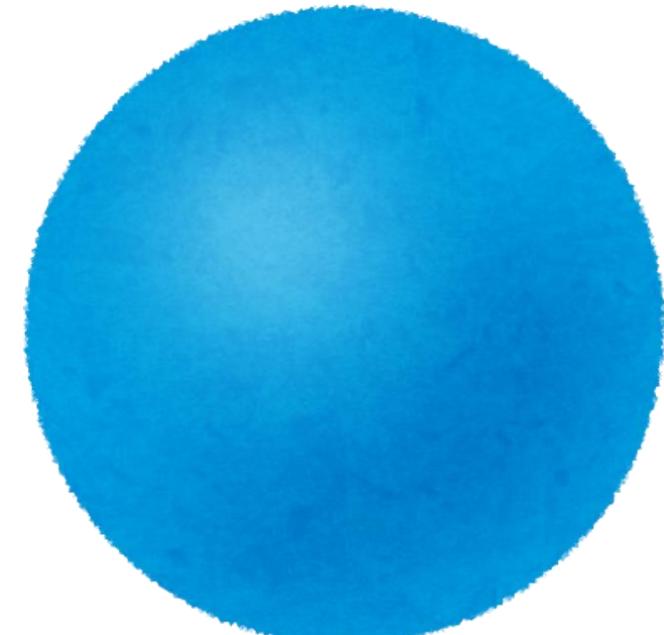
子「それだと、ドッジボールをやれる日が少なくなるよ。」

子「でも、ボールを使いたい人はたくさんいるのだから我慢もしないと。」

・

・

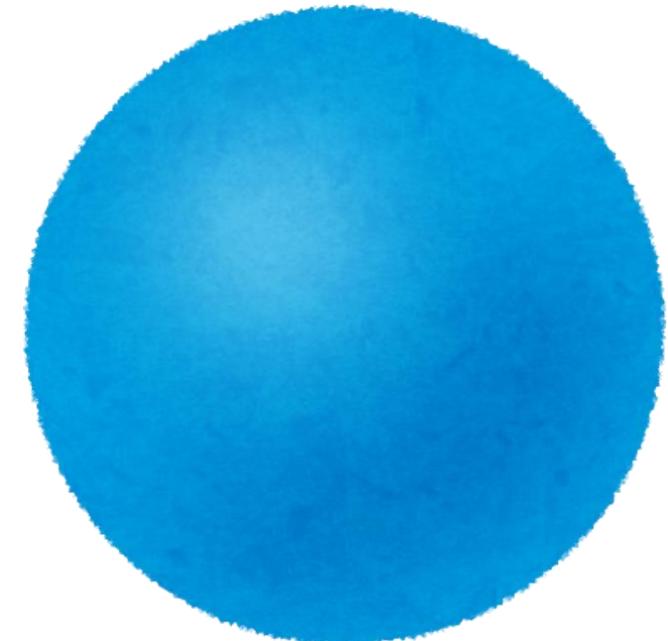
・



| 実践例 第2学年特別活動 クラスボールの使い方

こうした話合いを繰り返し経験していくと・・・

子「うちのクラスは、何かもめごとがあると
いつも話し合って決めるよね。」



子供の声から

5月のある日

5年生の子供が日記に書いていた言葉

「憲法には法の下の平等が定められているのに、
どうしていじめが起こるのですか？」



実践例 第5学年 いじめ予防授業

学年内でいじめが発生し、対応に苦慮・・・

教師の指導を繰り返してもなかなか解決が難しい・・・

「弁護士によるいじめ予防授業」というものがあるらしい。

インターネットから、ある弁護士会の「いじめ予防授業」を申込み
弁護士さんと打ち合わせをして実施

- ・弁護士は事件として様々な事例のいじめを扱う
- ・心の中にはコップがある
- ・辛いことがたまりすぎるとあふれてしまう、そうなると・・・
- ・いじめを止めるために、傍観者として何ができるか考える



実践例 第5学年 いじめ予防授業

授業後の感想

- 今まで「いじめはいけない」としか知らなくて、その理由が分かっていませんでしたがよく分かりました。いじめを無くすためには、そのいじめの現場を見ている人が、いじめられている人に協力してあげなくてはならないことも分かりました。
- いじめは、いじめられた人の幸せに生きる権利と時には命をもとってしまう恐ろしいことだと分かりました。
- いじめをなくす怖さをなくしてくれてありがとうございました。
- 「この授業がある」と聞いてとても嬉しくなりました。



| 学校現場における法教育の意義

学校現場における
法教育の意義とは？



私の考える学校現場における法教育の意義

- ・法やきまりを身边に感じられるようになる。
- ・法やきまりが社会の中で果たしている役割について考えるようになる。
- ・法やきまりに基づいてものごとを考え、争いを回避したり、必要な時には司法制度を利用して権利を実現したり回復したりしようと考えるようになる。
- ・弁護士や裁判官など、法にかかわる仕事（人）に興味をもつようになる。

など

| 3 法教育の充実に向けて

法教育の充実に向けて
必要なことは？



| 3 法教育の充実に向けて・・・学校現場と法律実務家の連携

- ・何を目指して、どの場面で、どのような指導をするか
→教員の（子供に関わる人の）法教育マインドの充実
- ・誰もが利用できる教材の開発と普及
→教材・指導法の充実
- ・法律実務家が授業に参加する体制づくり
→参加・支援体制の充実

なぜ法教育に取り組むのですか？

ご参加の皆様が
目の前の子供たちに必要な法教育を考え、
実践されることを願っております。

ご清聴、ありがとうございました。

